

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和8年5月20日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可 次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和8年2月2日	広島県知事（般－6）第24841号	(有)高橋板金工業	高橋 好紀	広島県廿日市市 宮島口西3-2-7	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和8年2月10日	広島県知事（般－2）第27992号	ワールド建設(株)	金光 岩夫	広島県広島市安佐北区 可部8-3-43	一部廃業	園
令和8年2月17日	広島県知事（般－4）第36510号	正岡電工	正岡 積	広島県江田島市 江田島町小用3-4-8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和8年2月26日	広島県知事（般－7）第41725号	美隼設備興業	後藤 美津秀	広島県広島市佐伯区 石内東2-6-8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和8年2月26日	広島県知事（般－4）第34249号	共伸建工	共田 博	広島県広島市安佐北区 落台南4-51-11	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和8年2月24日	広島県知事（般－2）第975号	(株)ミシマ	澁川 章	広島県広島市西区 小河内町2-24-3	一部廃業	建、大
令和8年2月18日	広島県知事（般－2）第30867号	(有)下石	下石 栄二	広島県広島市東区 光町1-6-30	一部廃業	土、鋼、舗、しゆ、水、解
令和8年2月18日	広島県知事（特－3）第39919号	(株)後藤工務店	後藤 明	広島県広島市中区 大手町4-2-27甲央レジデンス404	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和8年2月18日	広島県知事（般－5）第34410号	(株)SUNKO	木原 英*	広島県尾道市 高須町2003-3	全部廃業	許可に係る全ての建設業